別紙２

藤枝市被災者生活再建支援システム更新業務契約書　（案）

発注者 藤枝市（以下「発注者」という。）と、受注者 ○○○○○○○○○○○○○○（以下「受注者」という。）は、藤枝市被災者生活再建支援システム更新業務委託について、次のとおり業務委託契約を締結する。

（委託業務）

第１条　発注者は、受注者に対し、藤枝市被災者生活再建支援システム更新業務委託（以下「委託業務」という。）を委託し、受注者はこれを受託する。

（契約の履行）

第２条　受注者は発注者が示す当該業務仕様書に基づき、委託の本旨に従い契約締結後指定する日までにその委託業務を完了するものとする。

（契約の期間）

第３条　委託業務の期間は、令和７年　月　日から令和８年１月３１日までとする。

（委託料）

第４条　発注者は、委託業務を処理する費用（以下「委託料」という。）として、　　円（うち取引に係わる消費税及び地方消費税額　　円）を委託業務終了後、受注者の請求に基づいて支払うものとする。

（契約保証金）

第５条　藤枝市財務規則第１４９条第１項第３号に基づき契約保証金を免除とする。

（業務完了届出書）

第６条　受注者は、委託業務終了後、直ちに発注者の指定する担当職員の検査を受けるとともに、委託業務完了届出書を発注者に提出しなければならない。

（委託料の支払い）

第７条　受注者は、前条に規定した委託業務完了届出書提出の後、速やかに委託料を発注者に請求するものとする。

２　発注者は、受注者の請求の日以後、３０日以内に受注者の指定する口座に、委託料を振り込み支払うものとする。

（確約事項）

第８条　発注者に対し、受注者又は受注者の下請負者（下請負が数次にわたるときはその全てを含む。以下同じ。）は、次のいずれにも該当しないことを確約する。

⑴　役員等（受注者又は受注者の下請負者が個人事業主である場合にあってはその者を、受注者又は受注者の下請負者が法人である場合にあってはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

⑵　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

⑶　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していること。

⑷　役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

⑸　役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

（不当介入を受けた場合の措置）

第９条　受注者は、暴力団関係企業等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに市へ報告及び警察への通報を行い、捜査上必要な協力をするものとする。

（個人情報の保護に係る責務）

第１０条　発注者は、この契約の履行にあたり知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失、き損その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

（秘密の保持）

第１１条　発注者及び受注者は、この契約の履行に関連して知り得た相手方の業務内容及び個人情報に関する資料等について、本契約期間のみならず、本契約終了後も第三者に漏らしてはならない。

（受注者の責務）

第１２条　委託業務の履行にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第 10 条第１項の規定に基づく「藤枝市における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」（平成 28 年 3 月 11 日藤枝市長決定）第２条に規定する不当な差別的取扱いの禁止及び第３条に規定する合理的配慮の提供について留意すること。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第１３条　受注者は、発注者の承認を得ないで、委託業務の一部又は全部を第３者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（業務内容の変更等）

第１４条　受注者は、契約締結後事情の変化等により委託業務を遂行することが困難となった場合は、発注者に申し出て必要な指示を受けなければならない。

（業務内容の指示）

第１５条　発注者は必要があると認めるときは、受注者に対し委託業務の処理について指示することができる。

（再委託の制限等）

第１６条　受注者は、委託業務の処理の全部若しくはその一部を一括して他に委託し、又は請け負わせてはならない。

２　前項の規定にかかわらず受注者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により発注者に届け出なければならない。

（損害賠償）

第１７条　受注者は、委託業務の履行に関し、自己の責めに帰すべき事由により、発注者の建造物、器物等を滅失若しくはき損したとき又は発注者に損害を与えたときは、受注者の負担において、発注者の指定する期限までに原状を回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（履行遅延による損害金等）

第１８条　受注者は、契約の履行遅延があったときは遅延日数に応じ、委託料に政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和 24 年大蔵省告示第 991 号）で定める割合により計算した金額（その総額が 100 円未満の場合は除く。）を損害金として発注者に納付しなければならない。

２　発注者の責めに帰すべき事由により、第７条第２項の規定による委託料の支払いが遅れた場合において、受注者は、未受領額について、遅延日数に応じ、政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和 24 年大蔵省告示第 991 号）で定める割合により計算した遅延利息（その総額が 100 円未満の場合は除く。）の支払いを発注者に請求することができる。

（発注者の解除権）

第１９条　発注者は、受注者が各号の一に該当する場合には、この契約を速やかに解除することができる。

⑴　受注者が、この契約を誠実に履行しないとき、又は履行する見込みがないと発注者が認めるとき。

⑵　受注者が、この契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

⑶　受注者が、銀行取引を停止されたとき。

⑷　前各号のほか、受注者が、この契約の条項又はこれに基づく仕様書に違反したとき。

２　前項の契約解除により発注者が損害を受けたときは、受注者は、委託料の１０分の１に相当する額の違約金を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第２０条　発注者は、受注者又は受注者の下請負者が暴力団関係企業等であることが認められた場合、何らの催告を要さずに本契約を解除することができる。
２ 発注者が、前項の規定により、当該契約を解除した場合には、発注者はこれによる受注者の損害を賠償する責を負わない。

第２１条　発注者は、履行期限内においては、第１９条第１項及び前条第１項の規定によるほか必要があるときはこの契約を解除することができる。
２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

（受注者の解除権）
第２２条　受注者は、次の各号の一に該当する場合には、この契約を解除することができる。
⑴　委託業務の内容が変更され、委託料が３分の２以上減少したとき。
⑵　発注者が、契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったとき。
２　受注者は、前項に規定により契約を解除した場合において、損害があるときはその損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除の効果）
第２３条　契約が解除された場合には、第２条に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。
２　発注者は前項の規定にかかわらず、契約の解除が行われた場合は、履行を完了した業務に相応する金額から未払金があれば、発注者は支払委託料を精算する。
３　前項の履行を完了した業務に相応する金額は、発注者受注者協議して定める。

（解除に伴う措置）
第２４条　受注者は、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
２　受注者は、契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する物件（第１６条第２項の規定により、受注者から業務を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。）があるときは、 受注者は当該物件を撤去し、又は作業現場を原状に復し、若しくは取片付けなければならない。
３　前項に規定する撤去並びに原状回復及び取片付けに要する費用（以下本項及び次項にお

いて「撤去費用等」という。）は、受注者が負担する。

４　第２項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は原状回復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等を負担しなければならない。

５　第１項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第１９条又は第２０条によるときは、発注者が定め、第２１条又は第２２条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとする。

（受注者の法令上の責任）

第２５条　受注者は、委託業務従事者に係る労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）、の規定及びその他関係する各種法律等による、労務に関する一切の責任を負わなければならない。

（受注者業務従事者の災害に対する措置）

第２６条　受注者は、委託業務の履行に関し生じた受注者の委託業務従事者の災害については全責任をもって措置し、発注者は何ら責任を負わない。

（事故等の報告）

第２７条　受注者は、委託業務の履行に際し事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責の如何を問わず、直ちにその旨を発注者に報告し、速やかに応急措置を講じたあと、遅滞なく詳細な報告書及び今後の対処方針を提出しなければならない。

２　受注者は、前項の事故が情報の漏えい、滅失又はき損に係るものである場合には、当該情報の内容、項目、数量、事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面により、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

（名称等の変更届）

第２８条　受注者は、受注者の名称若しくは組織、又は住所の変更があったときは、速やかに書面により発注者に届け出なければならない。

（定めのない事項）

第２９条　この条項及び仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、藤枝市財務規則（昭和 52 年藤枝市規則第 11 号）によるもののほか、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記の契約の成立を証するため、本書２通を作成し発注者受注者記名押印のうえ、各自その１通を所持する。

令和　年　月　日

藤枝市岡出山一丁目１１番１号
発注者　藤枝市
市　長　　北 村 正 平　　印

住所
受注者　商号
氏名　　㊞

（法人にあっては代表者の氏名）